

■都市計画審議会（9月24日）以降に頂いた意見に対する対応について

No.	主な意見	対応方針
1	●立地適正化計画のイメージ図を各務原市らしいイメージ図に変更してはどうか。（P 2 図 1 - 2）	●都市計画マスタープランで示す将来都市構造をイメージした図に修正しました。（P 2 図 1 - 2）
2	●都市計画マスタープランから抜粋されている「平成37年」に令和表記を追記してはどうか。（P 1 0）	●平成37年 ⇒ 令和7（2025）年に修正しました。（P 1 0）
3	●市の人口は減少しているのか。（P 1 3）	●市の人口は平成22年145,604人（国勢調査）をピークに減少に転じております。（P 1 3） ＜参考（国勢調査）＞ 平成27年：144,690人 令和2年：144,521人
4	●課題6に「流域治水」の取組みについて記載してはどうか。（P 2 3）	●「近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、河川の流域全体のあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」への転換が進められています。」を追記しました。（P 2 3）
5	●居住誘導区域に含まないこととされている区域について（P 2 9）	●令和3年11月1日付け都市計画運用指針の改正に伴い修正しました。 居住誘導区域に含まないこととされている区域に、 「オ 地すべり防止区域」 「カ 急傾斜地崩壊危険区域」 「キ 土砂災害特別警戒区域」 「ク 浸水被害防止区域」 が追加されました。すでに上記区域についても考慮して居住誘導区域の設定をしていますので影響はありません。（P 2 9）

6	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域の小学校は 5 校あり、基本的に今後も小学校の配置を維持する方向で施策を進めようとしている。今後、市街化調整区域に施策をしていく中で 500mの制限がかかってしまうのではないか。(P 3 4) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です(都市計画法第 7 条)。都市計画マスタープランに記載していますが、無秩序な土地利用が進まないように開発許可の適切な運用を引き続き行うとしており、規制緩和を行う場合においても、市街化調整区域の広範囲に住宅が点在しないように、鉄道駅や学校といった地域の核を中心にコンパクトなエリアに限定して施策を行う必要があると考えております。(P 3 4) <p><参考> 令和 2 年 4 月 1 日付けで「各務原市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」を制定した稲羽東小学校周辺についても小学校を中心におおむね 500mの範囲に区域指定しております。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水深さ 1.0m以上の区域を居住誘導区域から除外した理由はありますか。(P 3 8) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水深さ 3.0m未満の区域で逃げ遅れた場合は、垂直避難により自宅 2 階に避難することも考えられますが、高齢者の垂直避難は容易ではないことから浸水深さ 1.0m(おおむね床上で大人の膝の高さ)を基準にしました。(P 3 8)
8	<ul style="list-style-type: none"> ●「さらには災害時の支援物資輸送など欠かせない重要な都市基盤です。」とあるが、P 3 9の浸水想定区域(L 1)を見ると市内西側と南側半分が浸水し、岐阜市・岐南町側からの記載幹線道路が寸断することとなる。このような状況で支援物資輸送に機能する重要な都市基盤となり得るのか。(P 8 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では浸水想定区域以外にも土砂災害や地震等の被害も想定されており必ずしも市内西側及び南側のみで災害が発生するわけではありません。そのため幹線道路を整備することは、災害時に近隣市町からの支援物資輸送の役割を持つ重要な都市基盤になると考えております。(P 8 2)
9	<ul style="list-style-type: none"> ●川島地区が居住誘導区域ではないが居住が制限されてしまうのか。(P 4 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住の制限はありません。今まで通り住んでいただけます。ただし、現状では木曾川に囲まれており一部堤防が整備されていない箇所もあるため浸水想定区域が指定されており災害危険性の高い区域であります。堤防(ハード)の整備とともに、他地域同様に避難所等の整備や防災体制の構築等を行い、届出時には災害リスクの情報を周知し、対策(嵩上げ等)を促したり、安全な地域への誘導を行うなど、被害を回避する取組みを行います。(P 4 3)

10	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域はおおむね線路沿いであるか。(P 43) 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域の設定基準の1つに基幹的公共交通の徒歩圏を定めており、居住誘導区域は線路沿いを中心に指定しています。(P 43)
11	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域は、市街化区域の全域か。那加織田町は居住誘導区域に含まれるか。(P 43) 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域は、市街化区域の約51%になります。那加織田町は居住誘導区域に含まれます。(P 43)
12	<ul style="list-style-type: none"> ●②居住誘導区域外の方針に、区域外にしか住み続けられない高齢単身者に向けて、尾崎や緑苑でも安心して暮らしてもよいという発信をしてはどうか。(P 45) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「居住誘導区域外においても市街地や集落地が形成しており、人口減少や少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化等の地域課題への対応に向けて、自治会やまちづくり会、地区社会福祉協議会が中心となり、地域の「つながりづくり」を進めるまちづくり活動を行っている区域もあります。こうした区域では積極的な居住誘導は行わないものの、自然豊かな暮らしを求める世帯の定住促進や地域のまちづくり活動を支援する等、地域コミュニティの維持や生活環境の確保を図っていきます。」を追記しました。(P 45)
13	<ul style="list-style-type: none"> ●市の人口が増大したのは昭和40年～50年代に造成された大規模住宅団地の存在があると思いますので団地に対する施策や地域づくり施策等の内容を入れて欲しいと思います。(P 45) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模住宅団地の中心部にスーパー等の商業施設を誘致して利便性を向上させることは難しいと考えております。地域の抱える課題はさまざまであり、自治会やまちづくり会、地区社会福祉協議会が中心となり、地域の「つながりづくり」を進めるまちづくり活動を行っている区域もありますので、「地域支え合い活動支援事業補助金」や「まちづくり活動助成金」について紹介しております。(P 75、P 77) 公共交通施策においても団地内のラストワンマイル(端末交通)の検討など都市機能誘導区域へのアクセスの確保を検討しております。
14	<ul style="list-style-type: none"> ●今後さまざまな施設を駅周辺に誘導しようとした場合、景観の高さ規制等が支障となる場合があるので配慮する必要があるのではないかと(P 68) 	<ul style="list-style-type: none"> ●本市には、本計画以外にもさまざまな計画がありますので、今後施策が具体になった段階で支障のある場合には調整を図りますので、「また、施策の実施にあたり必要に応じて関連計画の変更も検討します。」を追記しました。(P 68)

15	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画事業のみなし制度のようなものができたそうだが活用する予定はあるのか？（P 77） 	<ul style="list-style-type: none"> ●活用予定はありません。 <p>都市再生特別措置法によると本計画に都市計画法第 59 条の認可に関する事項をあらかじめ都道府県知事と協議して同意を得た場合に記載することができることとされ、さらに本計画が公表されたことをもって認可があったものとみなすとされています。</p> <p>しかし、協議内容には事業施行期間や設計の概要、資金計画書等の記載が必要とされており通常の事業認可と変わりありません。今まで通り個別案件ごとに事業施行期間や設計の概要等が具体的にになった時点で事業認可を得て整備をする予定です。（P 77）</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ●各務原市に住み続けたい、住んでみたいとして他市町から人口を確保しようとするならば、防災の評価指標や住み続けたいという効果指標が現状維持と捉えられるような目標値では矛盾を感じる。（P 118） 	<ul style="list-style-type: none"> ●将来人口推計値（社人研）に対して、上積みを予定している人口分について配慮した目標値としました。（現状維持より上方修正）（P 118）
17	<ul style="list-style-type: none"> ●いろんな市町の不動産物件を取り扱っているため他市町の立地適正化計画も知っているつもり。大垣市は、居住誘導区域をあまり絞っていないようだが岐阜市、各務原市はしっかり絞っていると思う。規制ではないので、計画倒れにならないようにしっかり進捗管理していく必要があると思う。（P 116） 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市再生特別措置法ではおおむね 5 年ごとに評価することとされており、特に居住誘導区域の人口密度について注視していきます。（P 116） <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市 約 57% ・大垣市 約 78% ・多治見市 約 41% ・各務原市 約 51%
18	<ul style="list-style-type: none"> ●公表時期はいつからになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 4 年 4 月 1 日付けで公表予定です。
19	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、市がどういうまちになるのか。どのような構想があるのか。疑問をもっていたので、人口減少によりシュリンクして行くことが想定される中でこのような将来を見据えた計画があることで安心した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画に基づき、人口密度等の評価・分析を継続的に行い持続可能なまちづくりを進めてまいります。